

【議案第 6 3 号】

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を制定するについて

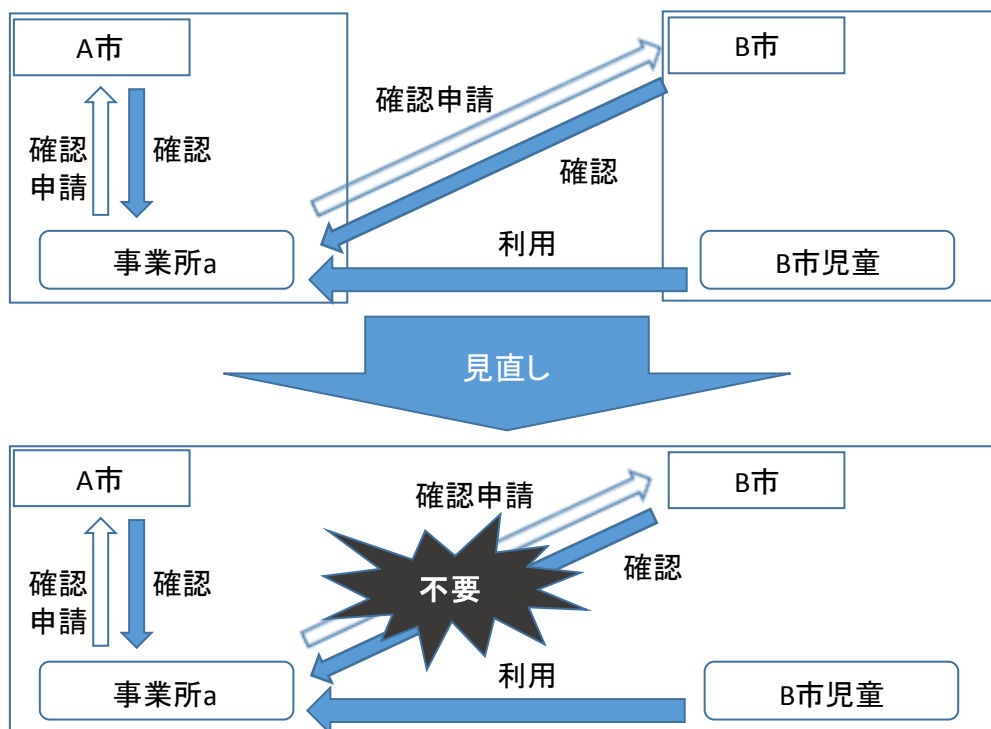
1 改正の内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正され、その改正部分を本条例が参照していることから、改正するものです。

2 子ども・子育て支援法の一部改正の内容

地域型保育事業を行う施設・事業者に対する「確認」について、事業所が所在する市町村以外の市町村による「確認」を不要とする見直しです。

これにより、事業者にとっては、事業所が所在する市町村からのみ「確認」を受けることで足りることとなり、事務負担の軽減に資することとなります。



- ・ B市の児童がA市に所在する事業所 a を利用する際、事業所 a を給付対象とするための「確認」として、A市に加えてB市の「確認」も必要であったものが、A市のみ
の確認で利用することが可能

3 施行日

公布の日